

## 身体的拘束最小化のための指針

### 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の活動の自由を制限することであり、患者の主體的な活動を阻むことから、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束最小化に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行わないケアに努めます。

#### ※身体的拘束とは

「抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

#### 1) 身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

### 2. 身体的拘束最小化のための基本方針

- ① 病院の全職種で協力し、事故の起きない環境を整備し、患者の身体的拘束最小化にむけて取り組んでいく。
- ② スタッフや本人・家族に基本的な考え方や対応方針を十分に説明して理解と協力を得られるよう努める。
- ③ 患者の状態をアセスメントして行動の原因を探り、取り除いていき、身体的拘束を必要としない状態を作っていく。
- ④ 常に代替的な方法を考え、身体的拘束するケースは最小限にする。
- ⑤ 全職員対象とした身体的拘束に関する教育研修を定期的に開催する。

（年 2 回以上：新採用者研修においては必ず実施する）

#### 2. 身体的拘束最小化のための体制

以下の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束最小化のための体制を維持・強化する。

##### 1) 身体的拘束最小化委員会の設置及び開催

当院の身体拘束の最小化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討する。特に緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施した、またはしている場合の身体的拘束実施状況や適正性についての検討を行う。身体的拘束最小化委員会は 毎月開催する。

2) 委員会の構成員

(1) 委員長：病院長

(2) 委員：看護部、薬剤部、リハビリテーション部、医療安全管理室、放射部、臨床検査部、栄養部、歯科衛生部、地域社会部、事務部

3) 委員会の検討項目

(1) 身体的拘束最小化に関する指針等の見直し

(2) 「身体的拘束」の実施状況についての検討・確認（本指針に沿って実施しているか）

(3) 身体的拘束の代替案、拘束解除に向けての検討

(4) 院内のハード・ソフト面の充実を図る

(5) 職員全体への教育、研修会の企画・実施

4) 記録及び周知 委員会での検討内容・結果については事務において議事録を作成し2年間保管するほか、議事録をもって職員へ周知を行う。

3. 「緊急やむを得ない」理由とは、3 要件の確認 以下の 3 つの要件を全て満たしている事が必要である。安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、慎重な判断を行う。

【切迫性】 患者本人またはほかの患者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【非代替性】 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する看護(介護)方法がないこと

【一時性】 身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

2) 緊急やむを得ない場合に該当するか患者の状態・背景検討する。基本的に多職種間で協議する。

3) 身体的拘束の具体的な方法

(1) 体幹抑制

(2) 四肢抑制・部分抑制（上肢・下肢）

(3) ミトン

(4) 車椅子 Y 型抑制帯

(5) 4 点柵ベッド（ベッドを壁付けにしてベッド昇降ができる側を 2 点柵した場合を含む）

(6) 抑制衣(つなぎ服)

4. 本指針の閲覧は、マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、入院患者、家族、地域住民等が閲覧できるようにホームページへ掲載する。

2026 年 8 月 31 日  
阪和病院 病院長